

# 政務活動報告書

令和元年 9月12日

[会派名： 喜働 ]

代表者氏名	足立 淑絵 	記録者氏名	足立 淑絵 
活動者氏名	足立 淑絵		
活動日	令和元年7月24日(水) ~ 令和元年7月25日(木)		
活動先	・佐野市：栃木県佐野市高砂町1番地 ・アットビジネスセンター池袋駅前別館803号室		
活動目的	・佐野市：『クリケットによる町おこし』 ・(株)地方議会総合研究所：『自治体環境行政の取り組みと課題』		



★佐野市：『クリケットによる町おこし』

観光スポーツ部 スポーツ立市推進課 スポーツ立市推進係：向田係長

「クリケットタウン佐野」創造プロジェクト 地域加地創造マネージャー：秋山様  
オブザーバー参加：下野新聞社 佐野支局 支局長 柴田様

○市の概要

- ・平成17年2月：1市2町で合併
- ・年間800万人が訪れるイオンモールがある。
- ・物流拠点のコンテナターミナル「佐野インランドポート」がある。
- ・佐野ブランドキャラクター「さのまる」が、2013年ゆるキャラ・グランプリに輝く。

○「クリケットのまち佐野」のスタート

☆クリケット協会（民間含む）と行政の動き

- ・平成19年：クリケット協会佐野支部が佐野駅前に事務所設置
- ・平成20年：渡良瀬川河川敷へのクリケットグラウンド設置支援  
（少年運動場 + 練習場所4面：人工芝ピッチ）
- ・平成21年：学校訪問受け入れ（国際交流兼ねる）
- ・平成22年：クリケット協会全体の事務局機能を都心部から佐野市に移転
- ・平成23年：「クリケットのまち佐野」サポーター倶楽部設立
- ・平成24年：クリケットを「佐野ブランド」に認証
- ・平成26年：スポーツツーリズムを推進する特徴的なスポーツ  
（佐野市スポーツツーリズム推進基本計画）
- ・平成28年：佐野市クリケット場条例施行
- ・平成29年：初めてでも取り組めるクリケットの授業プラン  
（教職員の自主研究）

○佐野市におけるクリケット

☆市内学校における活動

- ・小学校18校に計115回の訪問。延べ3,658名が体験。（JCA2018シーズン）
- ・クリケットプラスシリーズに94人が参加（春4、秋4）（JCA）
- ・部活動として5小学校

☆地域クラブの活動

- ・日本クリケットリーグ（関東地区クラブリーグ）をはじめ、U19、U15、U12と各世代をつなぐチーム。
- ・佐野社会人リーグ（高校生以上、男女混合、6人制）。佐野市役所も20代、30代を中心にチーム組成。5月18日シーズン開幕戦。

## ☆本場イギリスとの交流

- ・訪英団の派遣（平成26年、27年）
  - ・国際クリケット評議会と友好親善関係協定締結
  - ・マリルボーン クリケット クラブ（最古のクラブ）からの親書受信
- ※ クリケットのまち推進事業（予算50万円）
- (1) MCC等から一流プレーヤーの招致
  - (2) 国際交流を軸とした、市内小学校への派遣（英語、英国文化、クリケット）
  - (3) 社会人リーグチームへの指導・交流

## ○地方創生としての取り組み

### ☆平成27年度：まち・ひと・しごと創生総合戦略

- ・「**新しい人の流れをつくる**」スポーツツーリズムによる交流人口増大
- ・市スポーツツーリズム協会設立（平成28年2月）

### ☆平成28年度：地方創生推進交付金の申請

- ・「クリケットのまち」連携強化によるスポーツツーリズム推進事業
- ・旧田沼高校跡地利用基本方針の具現化（専用グラウンド）
- ・ツーリズム協会の強化、マーケット調査、国内外大会、トップセールスなど
- ・グラウンド、パビリオン整備など上記を申請。（5年で7億8000万円）  
⇒ 条件付き採択（事業検討調査費用として）  
総事業費約500万円 うち国費250万円

### ☆平成29年度：地方創生推進交付金 変更申請

（総事業費約3610万円 うち国費2590万円）

- ・「クリケットタウン佐野」創造プロジェクト

**世界中に多くの競技者、ファンが存在する「クリケット」をインバウンド誘客のコンテンツとして利用**し、競技者や観戦者を集客する。加えて国際大会が開催可能となる国際規格を満たした施設を整備することで、その集客波及効果により地域の稼ぐ力を発揮させる。

また、市民レベルで「クリケット」への関心が高まることで地域コミュニティの再生、地域アイデンティティの確立、地域特産品などの販売を通じた情報発信、商工業の活性化など、スポーツビジネスとして地域経済、住民生活等への波及効果を高めていく事業。

- ・マネージャー採用：人材像能力設定、採用プロセス構築など
- ・採用支援業務：ビズリーチ活用、情報拡散、採用管理システム
- ・マーケット調査：業界現状分析、施設ニーズ、経済効果
- ・プロモーション業務：プロジェクトスタートPR、イベント実施

☆平成30年度：佐野市からマネージャーへ補助金交付

(総事業費約6490万円 うち国費約3240万円)

- ・運営費：マネージャー人件費、事業運営事務経費
- ・推進費：プロモーションイベント、コンサルティング、WEB制作、キャラクター制作ほか

☆マネージャー採用プロセスについて

- ・「寺虎家(てらこや)」の実施
- (1) スポーツ環境デザイン総論
- (2) スポーツ環境デザイン各論

☆マネージャーに求めるもの

- (1) 国の地方創生推進交付金の採択を受け実施する「地方創生」が目的。
- (2) スポーツ振興が「目的」ではなく、「手段」となって「地方創生」を実現する。
- (3) 「住民主体の普遍的事業(エリアマネジメント)」を実現する。
- (4) 国内マイナースポーツだが海外メジャースポーツ(**サッカーに次ぐ世界第二位のファン数を抱える**)により、地方創生とエリアマネジメントを実現する。
- (5) 交付金を活用する3年間で、ソフト・ハード両面の環境整備を完了し、本市の様々な資源を最大化し、まち全体で取り組む新しいビジネスモデルを創造する。

☆今後の取り組み

- ・プロジェクトチームの組成からコンソーシアム形成
- ・佐野市のビジネスモデル構想から構築の牽引
- ・クリケット及びクリケット場を活用した「年間事業」のキックオフ
- ・市民との協働「エリアマネジメント」の実現

○クリケットを取り巻く状況

- ・世界において、サッカーに次ぐ人気のスポーツ
- ・クリケットが盛んな国：バングラディシュ、ネパール、パキスタン、スリランカ、インドなど南アジアが盛ん。
- ・**インドの人口と経済成長がクリケットを全体的に盛り上げている。**
- ・**地元の優秀な留学生との交流に、クリケットが使われ始めている。**

◎所感◎

日本のスポーツを取り巻く状況だけでなく世界のスポーツ状況に目を向け、交流人口増加に取り組む佐野市では、いち早く民間企業や民間人とコラボレーションして「まちおこし」に取り組まれています。行政において民間の力と協働しながら、視野を広くし、先見の明を持って、舵を切っていくことが必要であると感じた。

★(株)地方議会総合研究所：『自治体環境行政の取り組みと課題』

○環境行政の枠組みと政策法務

☆21世紀の地域社会が直面する3つの制約

- ・人口減少と少子高齢化
- ・資源、エネルギーの枯渇
- ・気候変動、温暖化影響の深刻化（気象災害）

☆持続可能な社会への統合的取り組み

- ・自然共生社会、循環型社会、低酸素社会すべてが関連している。

☆新たな地域社会づくりの理念と方向

- ・2015年、国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）が採択。
- ・2030年の世界目標17ゴール。169ターゲット。
- ・SDGs達成には、環境、経済、社会の統合的向上。

☆環境行政の法体系

- ・環境基本法には、公害規制・環境管理法、循環型社会形成推進法（資源循環廃棄物法）、自然環境保全法、気候変動対策法などがある。
- ・自治体環境条例制度の体系
  - (1) 自治体環境行政の条例
  - (2) 環境行政の基本的事項に関する条例
  - (3) 生活環境保全・公害防止に関する条例
  - (4) 自然環境保全に関する条例
  - (5) 廃棄物処理・リサイクルに関する条例
  - (6) 環境影響評価（環境アセスメント）に関する条例
  - (7) 温暖化対策に関する条例（温暖化対策条例、再生可能エネルギー条例など）上記のような条例がある。

☆第5次環境基本計画の基本的方向性

- ・目指すべき社会の姿
  - (1) 「地域循環共生圏」の創造
  - (2) 「世界の範となる日本」の確立
    - ①公害を克服してきた歴史
    - ②優れた環境技術
    - ③「もったいない」など循環の精神や自然と共生する伝統
  - (3) 上記を通じた持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現

## ☆第5次環境基本計画における施策の展開

- (1)持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- (2)国土のストックとしての価値の向上
- (3)地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- (4)健康で心豊かな暮らしの実現
- (5)持続可能性を支える技術の開発・普及
- (6)国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

## ○廃棄物・資源循環型社会づくりの課題

### ☆「循環」が持っている本質

- ・自然循環と人工循環の組み合わせ、自然循環の重視
- ・循環には適正規模、地域循環圏の考え方が必要
- ・循環型社会は、持続可能な社会を目指す前提  
(循環は手段であり、目的ではない。)
- ・水循環(利水、治水の見直し)やエネルギー循環も必要

### ☆自治体行政としての循環型社会への課題

- ・個別手法と促進手段(計画、条例など)整備、循環基本計画など策定
- ・コーディネーターや事業実施者として自治体の役割を果たす。
- ・先進事例の共有や情報交換の展開など
- ・個別課題として容器包装リサイクル法対応、地域資源循環、グリーン購入、エネルギー供給、防災減災対策など

### ☆廃棄物管理の考え方:循環型社会への自治体の役割

- ・自治体の取り組みを消費主体、事業主体、政策主体に区分し、廃棄物対策を上流(供給)対策と出口(処理)対策からアプローチする。

## ○低炭素社会に向けたエネルギー・温暖化対策

### ☆COP21パリ協定の概要

- ・世界共通の長期目標として産業革命前かたの地球平均気温上昇を2℃未満に抑える。
- ・主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年毎に提出・更新。その仕組みについて第三者による検証を受ける。
- ・我が国提案の二カ国間クレジット制度(JCM)を含めた市場メカニズムの活用を位置付け

- ・適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新
- ・先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供
- ・すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
- ・5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み  
(グローバル・ストックテイク)

#### ☆地域社会の気候変動・温暖化対策

- ・温暖化対策の水準として、今後、2050年で先進国の温室効果ガス排出量の80%以上の削減、世界全体で50%の削減を目標に進められる。
- ・低炭素都市づくりは継続的な行政課題で、すべての行政分野で低炭素社会の実現を目指す必要がある。同時に最大限の削減策・緩和策を実施したとしても、温暖化影響は地域社会で深刻なレベルで発生する。
- ・地域は排出削減（緩和策）と温暖化適応策の両方を織り込んだまちづくり対策、住民対策が必要である。特に地域特性に応じて、自らの生命や財産などを守る適応策の実施は必須になっている。
- ・適応策を条例で位置づける地域も出ている。今後、適応策の採用を促す条件整備に伴い、地域主導の適応策の計画、実践が期待される。

#### ◎所感◎

本市では喫緊の課題として、住宅地における太陽光発電設備の設置により近隣住民の方の困りごとの声も届き、議会としても早急な対応を求められている中で、まずは法令含めた基本的な知識の修得ができました。更には未来を見据えた国として世界としての取り組みを理解することで、市民ニーズに応えながらも先を見越した条例などの提案の基礎をしっかりと学ばせていただきました。得た情報を最大限活かせるように努めます。